

名古屋市河川法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第85号

名古屋市河川法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市河川法等施行細則（平成12年名古屋市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 の見出しを「（届出義務等）」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 法人である占用等の許可を受けた者の代表者を変更したとき。
- (2) 占用等の許可を受けた者の住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (3) 当該承認又は許可に係る工事その他の行為を中止し、又は廃止したとき（法第31条第 1 項（法第 100 条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないときを除く。）。
- (4) 当該承認又は許可に係る工事その他の行為を完了したとき。

第 1 条の 2 に次の 2 項を加える。

- 2 前項第 1 号及び第 2 号に該当する場合において、市長は、必要があると認

めるときは、同項の規定による届出にそれぞれの事実を証する書類を添付させることができる。

3 第1項第4号の届出をした者は、市長の検査を受けなければならない。

第4条中「は、すべて」を「（法第24条の許可に係る施行規則第12条の申請書で、許可の期間の更新のみに係るものを除く。）は、」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

申請又は届出事項	部数
施行規則第11条、第11条の2、第13条、第15条、第16条、第18条の3、第18条の11、第19条、第20条、第22条、第30条、第33条、第33条の4又は第33条の7（施行規則第38条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の申請	2部（1級河川又は2級河川に係る法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録の申請にあつては、3部）
施行規則第12条（施行規則第38条の4において準用する場合を含む。以下この表において同じ。）の申請（許可の期間の更新のみに係るものを除く。）	2部（1級河川又は2級河川に係る申請にあつては、3部）
施行規則第12条の申請（許可の期間の更新のみに係るものに限る。）	1部（1級河川又は2級河川に係る申請にあつては、2部）
施行規則第18条の8、第18条の13又は第21条（施行規則第38条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の届出	1部

別表第2中「第1条の2」を「第1条の2第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市河川法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている届出書は、この規則による改正後の名古屋市河川法等施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。